

新潟県条例第33号

新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例

新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例（平成20年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下本則において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下本則において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下本則において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下本則において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条等を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「法」という。）<u>第6条</u>に規定する同意基本計画（以下「同意基本計画」という。）において定められた<u>促進区域</u>（以下「同意促進区域」という。）内において、<u>法第17条</u>に規定する承認地域経済牽引事業（以下「承認地域経済牽引事業」という。）を行う事業者に対し、奨励措置を行うことにより、<u>地域経済牽引事業の促進</u>を図ることを目的とする。</p> <p><u>(法人の県民税の不均一課税)</u></p> <p>第2条 知事は、<u>法第4条第6項の規定による同意基本計画</u>（同項の規定による同意が平成30年3月31日までにされたものに限る。以下同じ。）の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年内に、<u>同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業</u>（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。以下同じ。）のうち規則で定める基準に適合するものに係る<u>法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画</u>（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）<u>第2条第23号</u>に規定す</p>	<p><u>新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「法」という。）<u>第7条第1項</u>に規定する同意基本計画（以下「同意基本計画」という。）において定められた<u>集積区域</u>（以下「同意集積区域」という。）内において、<u>法第9条第1項</u>に規定する<u>特定事業</u>（以下「特定事業」という。）<u>のための施設を設置した事業者</u>に対し、奨励措置を行うことにより、<u>地域における産業集積の形成及び活性化</u>を図ることを目的とする。</p>

る減価償却資産を取得した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）であって規則で定めるものに対し、当該減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。

（事業税の不均一課税）

第3条 知事は、同意日から起算して5年以内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業のうち規則で定める基準に適合するものに係る承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した承認地域経済牽引事業者であって規則で定めるものに対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、県税条例第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

(1) 承認地域経済牽引事業者である個人 承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）

(2) 承認地域経済牽引事業者である法人 承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産を事業の用に供した日

の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）

(不動産取得税及び固定資産税の課税免除)

第4条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から起算して5年以内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定するものが設置される場合において、当該施設（新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）第2条又は新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（平成12年新潟県条例第74号）第2条の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。

(1)・(2) (略)

(奨励措置)

第2条 知事は、同意集積区域内において、当該同意集積区域に係る法第5条第5項の規定による同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第3条に規定するものが設置される場合において、当該施設（新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）第2条又は新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（平成12年新潟県条例第74号）第2条の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを設置した事業者（当該同意基本計画に定められた指定集積業種であつて省令第4条に規定するものに属する事業を行う者に限る。）に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。

(1)・(2) (略)

2 知事は、同意集積区域内において、対象施設を設置する事業者が土地を対象施設の設置を容易にするために必要な工場用地、住宅、住宅用地、道路、港湾施設、通信運輸施設、工業用水道、水道及び下水道、教育施設、厚生施設、職業訓練施設その他の施設の用に供するため、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）、農地法（昭和27年法律第229号）その他の法律の規定による許可又は処分を求めたときは、これらの施設の建設が促進されるように配慮するものとする。

3 知事は、同意集積区域内において、対象施設を設置する事業者が施設の整備又は施設の用に供する土地の取得又は造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保その他の援助を求めたときは、

そのあつせんに努めるものとする。

(対象施設の建設についての配慮等)

第5条 知事は、同意促進区域内において、対象施設を設置する承認地域経済牽引事業者が土地を対象施設の設置を容易にするために必要な工場用地、住宅、住宅用地、道路、港湾施設、通信運輸施設、工業用水道、水道及び下水道、教育施設、厚生施設、職業訓練施設その他の施設の用に供するため、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）、農地法（昭和27年法律第229号）その他の法律の規定による許可又は処分を求めたときは、これらの施設の建設が促進されるように配慮するものとする。

2 知事は、同意促進区域内において、対象施設を設置する承認地域経済牽引事業者が施設の整備又は施設の用に供する土地の取得又は造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保その他の援助を求めたときは、そのあつせんに努めるものとする。

(申告又は申請)

第6条 第2条の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は第4条の規定により不動産取得税若しくは固定資産税の課税の免除の措置を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申告し、又は申請しなければならない。

(報告の徴収)

第7条 知事は、第2条から第5条までに規定する措置を受ける者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等の奨励措置との調整)

第8条 次の各号に掲げる規定に該当する者が第3条の規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。

- (1) 新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例第2条及び第3条
- (2) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関

(申請)

第3条 前条第1項の規定により県税の課税の免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(報告の徴収)

第4条 知事は、奨励措置を受ける者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

する条例第2条及び第3条

(3) 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例(平成27年新潟県条例第50号)第2条

2 前項各号に掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による課税の免除又は不均一の課税の対象となる課税標準額を除いた課税標準額について、第3条の規定を適用する。

(委任)

第9条 (略)

附 則

1 (略)

(この条例の失効)

2 この条例は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

(この条例の失効に伴う経過措置)

3 法第4条第6項の規定による同意が平成30年3月31日までにされた同意基本計画に基づき承認地域経済牽引事業を実施する承認地域経済牽引事業者については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画及び同条第1項の規定に基づきなお従前の例により承認を受けた企業立地計画については、この条例は、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成29年法律第47号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画及び同条第1項の規定に基づきなお従前の例により承認を受けた企業立地計画に関するこの条例による改正前の新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正)

3 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

(実施規定)

第5条 (略)

附 則

1 (略)

2 (略)

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この項において「移動後項等」という。）に対応する同表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この項において「移動項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下この項において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例等の奨励措置との調整）</p> <p>第8条 次の各号に掲げる規定に該当する者が<u>第2条の2から第4条までの規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例</u>(平成20年新潟県条例第16号)第2条又は第3条</p> <p>(5) <u>新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例</u>第4条</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 <u>前項第2号、第3号又は第5号に掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による課税の免除の対象となる課税標準額を除いた課税標準額について、第3条又は第4条の規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>第1項第4号又は第6号に掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による不均一の課税の対象となる課税標準額を除いた課税標準額について、第2条の2又は第3条の規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>第1項第1号又は第6号に掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による不均一の課税をした後の税額について、第4条の規定を適用する。</u></p>	<p>（新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例等の奨励措置との調整）</p> <p>第8条 次の各号に掲げる規定に該当する者が<u>第3条又は第4条の規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>新潟県産業集積の形成及び活性化のための奨励措置に関する条例</u>（平成20年新潟県条例第16号）第2条</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 <u>前項第2号から第4号までに掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による課税の免除をした後の課税標準額について、第3条又は第4条の規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>第1項第1号又は第5号に掲げる規定の適用を受けた者については、それらの規定による不均一の課税をした後の税額について、第3条又は第4条の規定を適用する。</u></p>

（新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第15項を附則第17項とし、附則第14項を附則第16項とし、附則第13項を附則第15項とし、附則第12項の次に次の2項を加える。

（新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部改正）

13 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例（平成20年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第3条 知事は、同意日から起算して5年以内に、同</p>	<p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第3条 知事は、同意日から起算して5年以内に、同</p>

意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業のうち規則で定める基準に適合するものに係る承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した承認地域経済牽引事業者であって規則で定めるものに対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、県税条例第31条、第34条及び附則第17条の規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

(1)・(2) (略)

意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業のうち規則で定める基準に適合するものに係る承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した承認地域経済牽引事業者であって規則で定めるものに対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、県税条例第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

(1)・(2) (略)

(新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての前項の規定による改正前の新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。